広報 わたらい

No. 38
昭和36年6月15日

編集・発行　三重県度会郡度会村役場
印刷所　文化印刷有限会社

広報板

小児マヒの予防接種について

最近、久居町などで小児マヒが多発し、心配されています。小児マヒの流行期にそなえて、さきに行政措置として生後6カ月から1年6カ月までの幼児に対して予防接種が行なわれましたが、このたび予防接種法の改正で、小児マヒも予防接種を行なう疾病に指定され、対象年令が生後6カ月から3才（昭和33年4月1日から昭和35年9月30日の間に出生したもの）に拡大されました

村では、これらの対象者に対して6月中に2回接種を行う予定です。また3才以上の方で接種を希望される方は、至急役場へ申し出てください。料金は次のとおりです。

記

▲市町村民税の所得割を課せられているもの　271円
▲市町村民税の均等割のみ課せられているもの　68円
▲市町村民税を課せられていないものおよび生活保護家庭　無料

赤痢・日本脳炎の予防は先ず手洗いの励行から

赤痢や日本脳炎の発生期を迎えました。ことしの県下の赤痢発生は、昨年の約2倍で、県衛生部から赤痢警報が出されています。

度会村の赤痢発生数も5月末現在で昨年の約2倍の7名に達しましたまことにありがたくない居場所記録です。赤痢の発生は、おたがいのちょっとした心掛けによって防げます。ことわざに病は口からと申しますがこれは今も昔もかわりありません。きたない手指には悪ろしい病菌がたくさんついています。食事の前や用便後には、よく手を洗いましょう。これが赤痢予防の第一課です。

☆悪疫を媒介するネズミや昆虫類をつとめて退治しましょう。
☆赤痢や日本脳炎を未然に防ぐためには、早い目に受診することが大切で異状を認めたらすぐお医者にかかりましょう。
☆暑いときの過労、暴飲暴食、炎天下の無帽等はしばしば罹患の原因となります。特に小児にその傾向がいちじるしいので帽子を忘れてはなりません。
☆睡眠の不足もいろんな病魔の誘因になるから適度のひる寝も必要です。
☆ナマ水、特に井戸水は一たん煮沸してから用いましょう。

率のよくなつた簡易保険のおすすめ

こんど、簡易保険関係の法律の一部が改正され、簡易保険にご加入なさる方のため、4月1日から毎月の保険料が安くなり、また、これまでにご加入の方には、配当金を大幅に増額されました。安くなつた保険料金は、ご加入なさる年令、種類によつてちがいますが、保険金額10万円について、5円から25円ぐらい安くなつています。

このように4月からご加入の方の保険料が安くなりましたので、それ以前にご加入になつていた方には、配当金を増額、バランスがとられています。また、保険金額の限度額もこれまでの25万円から30万円に引き上げられ、有利になりました。すこやかなくらしの設計をたてるために、またお子さんの進学や思わぬ災害にそなえてぜひ一口、簡易保険にご加入をおすすめします。

広報雑筆

醤油の起源

醤油は、今からおよそ二二四〇年前、文武天皇の時代に、比之保（ひしほ）とよばれた唐中国で用られていたというから、その起源はなかなか古いものである。

その後、伊達政宗が慶長年間（一五九六―一六一二年）に味噌醤油の醸造を奨励したことがある。正保二年（一六四五年）には下総の銚子に醤油が起こりついで正徳年間（一七一一―一七一五）京都に、また、宝暦年間（一七五一―一七六二）上総の野田においてはじめて造られた。今日、世に知られている銚子のヤマサ、ヒゲタはその古い歴史をくんだものであり、野田のキッコーマンもまた、当時の伝統をふんで故良醤業したものである。

その他、醤油の産地として有名なのは、兵庫県の龍野および高砂地方、香川県の小豆島である。

農繁期季節保育所

注連指など五カ所で開設

季節保育所は、農繁期などの忙がしい時期に開設される季節的な保育施設で、明治の中頃から民間有志の手によつて始められたものです。

第二次大戦の頃、男子の従軍による労働を補うため、国の積極的助成や皇室からのご下賜金などによつて、季節保育所はいちぢるしく増加しました。

戦後は、児童福祉法の施行により常設の保育所法制化されたが、それに伴ない季節保育所増設の要望が高まり、国は昭和28年度から季節保育所設置のための補助金を計上し、その普及をはかつています。

度会村でも毎年季節保育所が設置されはいますが、今年も五カ所で開設されました。

その状況は次のとおりです。

―場所と児童数など―

❶注連指季節保育所　5月20日開設、児童数32名
❷中之郷季節保育所　5月25日開設、児童数42名
❸麻加江季節保育所　6月1日開設、児童数21名
❹長原季節保育所　6月5日開設、児童数23名
❺大保季節保育所　6月10日開設、児童数30名

―季節保育所従事者―

【注連指】所長＝亜保母嘱託＝逸井文子、保母嘱託＝縫手ふき、【中之郷】所長＝勝本佐一、保母嘱託＝中野千代子、鈴木八千代子【麻加江】所長＝世古恵治、保母嘱託＝佐藤久力、山口とし恵【長原】所長＝南沿天、保母嘱託＝佐野美代子、北村キミ、【大久保】所長＝中谷繁雄、保母嘱託＝山本富士枝、金高初子

……設置期間は20日間です。

（写真は注連指季節保育所）

火災や台風などの非常災害に備えて

役場防護団組織される

火災や台風など非常災害に備えて、この度役場内に役場防護団が設置されました。

この防護団は、村議会でも設置を要望していたもので役職員16名で組織、ハッピ、ヘルメットなどの服装も取りそろえました。

これまで、村内に火災があつた場合、その情報を一番早く知るのは役場ですが、役場から消防団への連絡に手間どり、初期消火に間に合わない場合がありました。

役場防護団は、役場庁舎の防護にあたる傍ら、このような場合にもただちに指揮にかけつけて、消防団の応援をするわけです。

この月は、村民税の賦課額が決まり、その第1期分を納める月です。

村民税は、固定資産税につぐ村の大きな財源であり、その徴収率が悪いと、村の事業に影響することは、いまさら申し上げるまでもないことです。

村民税には、俸給生活者の事業主（特別徴収義務者）を通じて納める特別徴収と、直接、納税者から納める普通徴収があります。特別徴収は、毎月、給料から差し引いて、職個届や銀行を通じて納められますが、普通徴収は、6月8日、10月1月の4期に分けて徴収されます

特別徴収の基礎がはつきりしているので間違はありませんが、普通徴収は、所得割の基礎となる所得の把握がむずかしいために、その人の課税は正しい場合でも、他との比較で、いろいろな苦情がいう方があります。そこで今年は、納税義務者から、農業所得やその他の所得家族構成などについて申告をしていただき、公平な課税をするための資料としたいとしました。村民税は、所得割と均等割により成りたつていますが、そのほかに県民税がふくまれています。したがつて、村県民税という名称で呼ばれているわけです。とにかく村民税は、村政の原動力ともいうべき貴重な財源です。十分ご納得の上、ご協力をおねがいいたします。

……村民税の賦課のあらましをおつたえいたします。

①賦課対象者　1月1日現在度会村に住居を有し、または生計をともにしている親族で満20才以上の方。

②賦課区分

（イ）所得割　年間総所得額が9万円以上の方。

（ロ）均等割　満20才から満65才までの方で村民税は2百円、県民税は一百円です。

……均等割を納める義務のある扶養親族を2人以上有する世帯主は、扶養親族1人について50円の割で軽減され（この場合百50円を限度とする）さらに扶養親族1人について50円の割で軽減されます。

③扶養控除　今年は、控除額の改正で、扶養控除が一百50円から2百円に引上げられました。

④その他　今年は、扶養控除額が引上げられましたが、所得の伸びが大きかつたので、税額はむしろ昨年より増える傾向です。

……次に村県民税の算出例を掲げてみました。

一村民税の算出例一

世帯主の総所得額が29万円で家族が

妻、長男、長男の妻、長女（20才以上）　3男、2女、3女（20才以下）　の場合

（村民税）
所得額　基礎控除額　所得割税額
290,000円－90,000円＝200,000円×2.5/100＝5,000円

扶養控除額
－（7人×200円＝1,400円）＝3,600円　納付額

均等割　1人200円×3人＝600円【世帯主（100円）－減額＋長男（50円）＋長女（50円）＝200円】＝400円　納付額

注・妻と長男の妻には均等割はかからない。
村民税額は所得割3,600円＋均等割400円＝4,000円となる。

（県民税）　村民税所得割額3,600円の約10％＝360円
均等割　1人100円×3人＝300円
県民税額は所得割約360円＋均等割300円＝660円となります。

知つておきたい国民年金のこと

有利な前納制度の利用を

保険料の徴収はじまる

私たちが、年老いたり、思いがけない事故で不具になり、あるいは、生活中心者の死亡という不幸な事態におちいつて、一定の所得が得られなくなつたら「楽しかつた日々の生活」は、たちまち「悲しみの日々」に変りかえられることになります。この悲しい結果を、国民の相互の協力によつて防警、健全で発足した生活設計のようどころにすることが、国民年金制度のねらいです。

拠出制国民年金は、4月1日から発足、度会村では5月から保険料の徴収事務をはじめました。なにしろ新らしい仕事ですかいろいろ質問を受けます。

そこで、問題を保険料にしぼつて、大事な点を係に聞いてみました。

①保険料の額

被保険者の年令が20才から34才までは月百円。35才から59才までは月百五円で被保険者自身が納めることを原則としています。ただし、被保険者に保険料を納める能力のない場合は、世帯主が世帯員のすべての保険料を連帯して納める義務があります。

②保険料は前納できます

保険料の前納には、印紙による前納と現金による前納があります。印紙による前納は、国民年金手帳の余白のある限度内（5年間）で、現金による前納は、10年以内の期間を定めたものと、将来のすべて（限度として59才まで）の保険料をまとめて納める方法とがあり、この場合は、年5分5厘の複利計算によつて算定した額が差し引かれるので、きわめて有利です。

③保険料の時効

保険料の納付義務は、納付しなければならないときから2年を経過すると時効により消滅し、その後納めたくても納められなくなります。したがつて、滞納すると将来うける年金額が少なくなるばかりでなく、万の年金も受けられなくなる場合があります。

④申請免除

所得がなかつたり、地方税法に定める居住者または昨年1年間所得131円以下の方などは知事の承認をうけて保険料の納付を免除されます。しかし、世帯主または配偶者に納税者がいるときは免除されません。

今月の納税は村民税の第1期分

申告にもとずき公平な課税をはかる

広報の配付を早くしてほしい

広報わたらいの配付が毎月おくれがちです。おそいときは、発行日から一週間ちまきてからなんとかならないものでしよう。

（一村民）

配付されることがあります。

【お答え】

広報わたらいは、毎月、発行日に役場から発送しています。したがつてお手もとにとどくのは、日付けの日より二、三日おくれると思います。もう少し編集を早くして、発行日に届くよう考えます。配付は、区長さんにおねがいしていますが、なるべく早く配付していただくようおねがいいたします。【係】

雨期の発明

（5月中旬）

交通事故防止がさ……

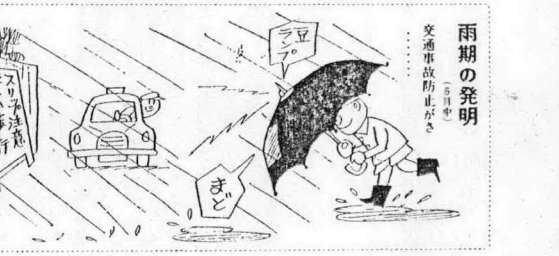

移動県庁で知事さん語る

みなさんの要望を県政に生かす

村内の県道改良も約束

▼県民の声をきき、県政を正しく伝える目的で行なわれる移動県庁が、5月12日、玉城町と度会村で開設されました。この日、田中知事、大塚県民室長、山本、長岡両▼県議会議員をはじめ県の各出先機関の所長さんらの一行は、第一会場の玉城町から午後2時来村、ただちに内城出中学校に設けられた移動県庁にのぞまれました。当日は▼苦労きの農繁期、それにさそだれの学校に設けられた移動県庁にのぞまれました。当日は▼あふれでるという盛会ぶりでした。移動県庁は、前川伊勢地方連絡室長の司会で、田▼中知事の県政報告につづき、待ちかねた人々から県道の改修、砂利採取、農業基本法▼制定に基づく県の対策などについて、活発な質問を展開、それに対して田中知事や県▼の各関係者から回答がなされました。そのあと田中知事は、中川地区▼の県道改良と内城田地区の県道にバスやトラックの退避所を設けることを約束、「今▼日の会合で、この地域の人々が何を県政に望んでいるか、そのふん囲気というかムー▼ドはわかりました。本日のご意見を今後の県政に生かし、当地域の発展のためにも努▼力したい」とむすび、午後4時30分、移動県庁の幕を閉じました。……▲

——質疑応答から——

知事 農業基本法に関する問題は、いろいろ出ていますが、法律が通ったからといって、すぐ具体的な対策がでるものではありません。いわば、今後皆さんの選んでおられるような具体的な政策の裏付けは国や県がするのであるから、この法律の通ったのをわれわれは待っているわけです。

また、農村地帯としてこの地帯へ濃密な施策がゆきわたるようにいたしたい。

④農業政策特に米麦対策についてきかせてほしい

農林計画課長 米の生産量は増加していますが、一人あたりの消費量は逆に減っています。しかし、幼人口は増えているので、全体の消費量は現在より増加の傾向です。したがって、米の過剰をあまり神経質に考える必要はないと思います。しかし、今後は米の作付反別を増すより、品質を よくしたり、生産費を低下させるなど合理化をはからなければならない上考えます。

大麦、裸麦の作付転換については、1反について2千5百円の国庫補助があります。それからの代替作物は飼料用のものなど実情に応じて指導いたしたいと思っています。

⑤宮川用水改良事業により下流の流量が減ってアユの漁獲高が減少するため、先に漁業補償の要求をしたがその後どうなっているか

伊勢耕地事務所長 農林省宮川用水農業水利事業所で、その後、種々調査をいたしたが、教村前、その調査結果にもとづいて補償額

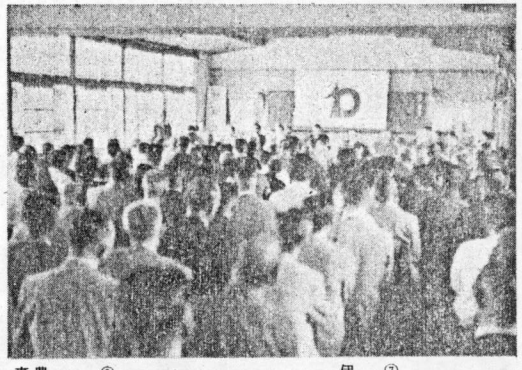

15市町村に農村計画を樹立することを考えています。そして将来、農業改善計画を立てた場合、国とともに助成を考えています。当期がその計画地域に指定されるかどうか決定していませんが、農民自体の要望の強いところから取りあげられるわけですから、大いに意欲をもりあげていただきたいと思います。

⑥農業改善特に米麦対策について

農林計画課長 米の生産量は作付反別を増すより、品質を低下させ、生産費を低下させるなど合理化をはからなければならない上考えます。

大麦、裸麦の作付転換については、1反について2千5百円の国庫補助があります。それからの代替作物は飼料用のものなど実情に応じて指導いたしたいと思っています。

⑦県単土地改良事業に県費を多くつけてほしい

伊勢耕地事務所長 県単土地改良事業については、毎年相当希望があり出来過ぎる多かったのですが、出来過ぎ事については、昭和35年度で完了打ち切りとし、昭和36年度では新規地区のみ認めることになっています。

なお、昭和36年度は当初予算に計上されているので例年より早く割り当られるものと思います。

⑧小団地開発は自力で行うことはむずかしい。県の補助がほしい

農林計画課長・伊勢耕地事務所長 県単土地改良事業と小団地開発奨励事業について、県は当地を重点的に考えています。20町歩以下でも国庫補助により事業を行うことができます。補助率は大体団体営並みです。その他、年3分5厘の長期融資の制度があります。なお、昨日当地関係の団体営でない20町歩以下の水路3件2百万円の事業が認められています。

⑨県単地元負担金の軽減と全免をお願いする

知事・道路課長 国道は一部を除いて、36年度から地元負担金を取らないようにしました。県道については、約5百万円ほど軽減しましたが、国道とちがって県道は、各路線の地元のひとが県道を受けるわけですから、全免するわけにはいかない点があります。全国的に見て県内の率は高くはありませんがおおい軽減していきたいと考えています。

⑩伊勢、度会線は少しは改修されたが、原形復旧のところが多く大部分は悪い。早く改修してほしい

⑪伊勢、滝原線の路面を修理せよ

⑫伊勢、南島線を改修してほしい

知事・道路課長 伊勢滝原線・伊勢南島線は、ともに35年度に一部工事を始めています。本年度は、両線とも局部改良をする予定ですが、国庫予算だけでは、地元の要望に一挙に応えることはできないので県単改良事業と併せて実施いたしたい。本年度の道路予算は、できるだけ多くつけたつもりですが、県議会からの要求もあるので追加予算で増額する考えです。当村で緊急のところをしらべて、どこかを取り出していただけば追加予算で考えたいが、中川地区でバスの通らないところが

廊下にもあふれる村民

日頃の県政に対しての協力とあたたかいご援護に厚くお礼申し上げます。私は、知事就任以来、県政を県民のものとして運営したいため、あらゆる階層の声をきき、また県自体としての県政を正しく伝えたいため移動県庁をはじめました。これは民主政治としても必要なことであると思います。

先般、災害復旧状況調査のため度会郡の海岸地方を通りましたとき、当地へ来られなかったためいましたが、今日まで果せなかったのであります。

本日は、農繁期で雨の中にもかかわらず、多数の方々にお目にかかれて非常にうれしく思います。

ご当地は新村建設後日浅くはありますが、結束も堅く、誠に喜ばしく思います。

先般、災害復旧の第一歩といたしましたため、皆さんにいろいろご不自由をかけまた協力をお願いしてまいります。

この機会に県政の要点を申し上げます。

1、知事就任当時5億7千万円の赤字がありましたが、この赤字解消と本県政再建の第一歩といたしましたため、皆さんにいろいろご不自由をかけまた協力申し上げます。

2、県政の要点は、農業基本法の制定問題、農業構造改善事業、農林漁業金融公庫法の改正問題、農業共済制度の改善、農業災害補償法の改正問題、農業者年金制度の問題、農業者の福祉問題、農業者の教育問題、農業者の文化問題、農業者の組織問題、農業者の所得問題、農業者の生産問題、農業者の消費問題、農業者の流通問題、農業者の金融問題、農業者の税制問題、農業者の社会保障問題、農業者の人口問題、農業者の労働問題、農業者の住宅問題、農業者の医療

完成した農家台帳

―1戸平均耕作面積6反6畝―

農業委員会で農家の実態を知るための資料として農家台帳を作りました。この台帳は村内56人の調査員の協力を得てできあがつたものです。その内容は昭和35年8月1日現在で自作小作を問わず1反歩以上の農地を耕作する世帯についてその経営規模、所得、専業兼業、商品生産、土地、家屋、肥料等細部にわたるものです。今回はその集計表から次の5項目を抜すいして度会村の農家の概況をお知らせします。

①耕作規模別農家戸数

地域＼規模	1反～3反	3反～5反	5反～1町	1町～1町5反	1町5反～2町	2町～2町5反	合計
一之瀬郷	33戸	56〃	145〃	53〃	6〃		293〃
小内川	24	62	115	28	1		230
中城田	67	87	263	112	10		539
中山川	47	66	144	45	4	1	307
合計	171	271	667	238	21	1	1369
比率	12%	20%	49%	17%	2%		100%

度会村の昨年8月1日現在の総世帯数は1817戸、その内1反歩以上農地を耕作する世帯は1369戸でその割合は75%強です。1戸当平均耕作面積は約6反8畝となります。

②年間総所得のうち農業所得の占める割合

地域＼比率	農業所得が10%未満	〃 10～50	〃 50～90	〃 90以上	合計	備考
一之瀬郷	78戸	115〃	93〃	7〃	293〃	
小内川	36	115	74	5	230	
中城田	89	203	196	51	539	
中山川	49	109	137	12	307	
合計	252	542	500	75	1369	
比率	18%	40%	37%	5%	100%	

この調査表は、その農家の年間総所得に対する農業所得割合を調査したものです農業所得は自家消費したものも現金に見積られていますが、農外所得の方が多い世帯は794戸で58%を占めています。

③農業現金収入の階層別戸数

地域＼階層	販売のない農家	10万円未満	10万円～30万円	30万円～50万円	50万円以上	合計	備考
一之瀬郷	71戸	160〃	61〃	1〃	一	293〃	
小内川	50	137	42	1	一	230	
中城田	30	297	204	8	一	539	
中山川	41	193	71	2	一	307	
合計	192	787	378	12	一	1369	
比率	14%	57%	28%	1%	一	100%	

この表は1カ年間の農業現金収入（販売したもののみ）の階層別を調査したものです。販売のない世帯と10万円未満の現金収入の世帯が71%を占めています。

④農業現金収入の主な農畜産物とその世帯数

地域＼種類	米麦	いも類	工芸作物（茶・タバコ）	果樹	特殊園芸（苗木等）	酪農	その他畜産（鶏卵豚）	養蚕	販売のない農家	合計
一之瀬郷	220				1		1		71	293
小内川	175		1	2			1	1	50	230
中城田	123	2	348		4	1	4	27	30	539
中山川	136	1	78		1		1	49	41	307
合計	654	3	427	2	6	1	7	77	192	1369
比率	48%	一	31%	一	一	一	1%	6%	14%	100%

この表は現金収入は、何の販売によるものが多いかを調査したものです。1世帯で2種類以上販売物のある世帯はその金額の多い品目をとりました。

⑤世帯別の専兼業別戸数

地域＼専兼別	専業	本業	副業	合計
一之瀬郷	37	121	135	293
小内川	40	91	99	230
中城田	234	165	140	539
中山川	73	132	102	307
合計	384	509	476	1369
比率	27%	37%	35%	100%

この表は、収入の多少は問わないで世帯責任者が自家農業と自家農業以外に従事する日数により区分したものです。その区分は次によつています。

専業は　自家農業以外に従事する日数が20日未満のもの

本業は　専業以外の世帯で自家農業従事日数が自家農業以外の従事日数より多いもの

副業は　専業以外の世帯で自家農業従事日数が自家農業以外の従事日数より少いもの

以上が農家台帳集計表による村の農家の概況です。規模が小さいこと、農業現金収入が少ないこと、労働の主力が兼業に傾注されていること、販売の産物が昔ながらの米麦が最も多いことと等今後の農業振興のため、対策を立てるのによい資料です。

こつそり使用してはダメ
農薬の事故を防ごう

農薬のお取扱いをそろつとしさは毒ブド酒事件でイヤというほど知らされましたが、農家ではこれからよく使われる季節。一つ扱かい力をまちがえると大へんなことになります。

有機燐製剤（ホリドール、パラチオン）は個人で買つたり持つたりすることは禁じられている特定毒物で、実行組合などの指定された団体が指導者のもとに共同使用するよう定められていますが、中にはこつそり使用して、自分だけでなく他人まで中毒を起させた例もあります。

散布するときには、前もつてその区域や日時を一般に知らせ保健所にもとどけ出て、十分な用意をしてから作業にかからねばなりませんが、散布後は必らず赤旗を立てて、1週間は危険

▼注連指用水路＝延長（昭和34年度3百59㍍、昭和35年度7百59㍍、計1千94㍍）工費＝（昭和34年度50円、昭和35年度1百13万3千円、計1百63万3千円）請負業者＝立花、羽根建設

▼和井野用水路＝水路延長（1百95㍍）石積（40㍍）工費（29万円）請負業者＝立花、羽根建設

▼柳用水路＝延長（3百44㍍）工費（38万円）請負業者＝大貫倉田建設……昭和35年度

写真は注連指用水路の通水式を行なう福井村長㊨と中山辰吉氏

注連指用水路など完成
度会村土地改良区の事業

度会村土地改良区の昭和35年度事業である注指用、柳、和井野などの用水路がつぎつぎ完了しました。そのあらましは次のとおりです。

▼注連指用水路＝延長（昭和34年度50円、昭和35年度1百13万3千円、計1百63万3千円）請負業者＝立花、羽根建設

▼和井野用水路＝水路延長（1百95㍍）石積（40㍍）工費（29万円）請負業者＝立花、羽根建設

……昭和35年度

▼散布後は必ず赤旗を立て1週間は危険

▼作業後は作業衣や手袋、手袋マスクなど石ケン渡して十分ひたし、よく洗うこと。

▼空びん及普性ソーダ、10～15%渡によくつけてから、土中に埋める。

▼散布器具、調合器具などは石ケン渡でよく洗つてからしまつておく。

▼残品があれば個人で保管せず必らず指定された場所に共同保管すること。

▼農薬をかけた作物は、3週間たつてから収穫すること。

なお、EPN、DDVP、マラソンなどを家におくときは、子供の手のとどかないところに

▼風上に立つて、渡を絶びないようにし、周囲の人家にも気を配ること。

▼直接の作業時間は、1人1日3時間以内とし、健康のすぐれない時や、生理日の婦人、外傷のある人、年少者や老人は従事しないこと。

▼作業中のタバコは禁物。食前食後は石けんでよくその顔を洗い、ウガイをする。

▼作業衣や手袋、手袋マスクなど石ケン渡して十分ひたし、よく洗うこと。

▼空びん及普性ソーダ、10～15%渡によくつけてから、土中に埋める。

▼散布器具、調合器具などは石ケン渡でよく洗つてからしまつておく。

▼残品があれば個人で保管せず

散布後は、前もつてその区域や日時を一般に知らせ保健所にもとどけ出て、十分な用意をしてから作業にかからねばなりませんが、散布後は必らず赤旗を立てて、1週間は危険

▼作業後は作業衣や手袋、手袋マスクなどは石ケン渡でよく洗つてからしまつておく。

▼残品があれば個人で保管せず

必らず指定された場所に共同保管すること。

▼農薬をかけた作物は、3週間たつてから収穫すること。

なお、EPN、DDVP、マラソンなどを家におくときは、子供の手のとどかないところに

▼風上に立つて、渡を絶びないようにし、周囲の人家にも気を配ること。

▼直接の作業時間は、1人1日3時間以内とし、健康のすぐれない時や、生理日の婦人、外傷のある人、年少者や老人は従事しないこと。

▼作業中のタバコは禁物。食前食後は石けんでよくその顔を洗い、ウガイをする。

▼作業衣や手袋、手袋マスクなどは石ケン渡でよく洗つてからしまつておく。

▼残品があれば個人で保管せず

農山振興事業計画きまる
36年度
有線放送と共同衝器を設ける

昭和35年度の農山振興特別助成事業は、総事業費1百90万6千円で、和井野と柳の用水路、麻加江選果実行組合の種蕨共同飼育所、内城田農協の肉豚育付施設、日向、駒ケ野、川口の共同乾燥施設がそれぞれ成しました。

また昭和36年度の事業計画もこのほぼまとまり、いま国の査定をうけていますが、総事業費は3百万円で、その内容は次のとおりです。

❶共同衝撃設備事業

肥育牛や肉豚の販売の合理化と共同販売を推進するため、衝撃（トンボ）を購入しようというものです。

1カ所27万円の予算で、事業主体は、内城田、一之瀬、中川、注連指の4地区です。

❷農事有線放送事業

有線放送を通じて、農業技術の改善、生活改善、農産産物の販売などの指導を連続をしやすくしようというもので総事業費は2百70万円、事業主体は一之瀬農協です。

納税貯蓄組合のつくり方
小人数の方が運営しやすい

毎月、キチキチ納めておればなんでもない税金、それが半年一年と溜つてくると身動きができなくなります。滞納のない村をつくるには、納税者の一人一人が、納期完納を心がけることも大切ですが、納税貯蓄組合をつくつて、団体の力で実行するのもよい方法です。

納税貯蓄組合の組織は、小さい程運営がしやすく効果があがります。大体、10人から30人程度が頃合いでしょう。したがつて小さい部落なら字ごとのみで組織するのもよろしいが、大きな部落では隣保単位でつくるのが適当でしょう。

―納税貯蓄組合をつくるとき―

▲納税貯蓄組合の預金の利子には、所得税がかからない。

▲納税貯蓄組合に関する書類には印紙税がかからない。

▲納税貯蓄組合に必要な経費に対して補助金が出せる。

……など、いろいろな特典もあります。

そこで、納税貯蓄組合のあり方つくり方などについてお知らせします。

◇納税貯蓄組合とは

納税は、それぞれ定められた期日内にすませなければならないものであることは、誰でも十分承知していることですが、実際には、期日を忘れたり、忙しさにまぎれて遅れたり、お金の都合が悪かつたりしてなかなかすみ難いことなどが少なくありません。そこでこの問題を団体を作ることによつて自主的に解決しようとして生れたのが納税貯蓄組合です。

◇納税貯蓄のやり方

納税貯蓄の方法は、組合で定めるものであつて他から強制されるべきものではありません。組合員全員の最も都合の良い方法で貯蓄し、円滑に期限内の納税を図れば良いわけです。たとえば一年間に要する国税、県税、村税の概算を合計し、その12分の1を毎月貯蓄する。米の単作農家のように収入時期の片よる場合は、収入時に大きな貯蓄し残額を月に分割貯蓄する。酒業者等は1週に1度、あるいは毎日等、実情に応じ貯蓄を進め、納期日にはこれから納税をすませていくわけです。

◇組合の意義

こうして貯蓄をし、納税をしていくだけなら組合を作る必要はないのですが、これが各人の単独行為であつて行われるときはなかなか実行しにくいのが実情です。そこで組合を作り、お互いに連帯し合い、助け合つて団体の力で完全に実行しようとする組合の意義です。

❶毎月一定の日に会合を開き、各々が持参して貯蓄と納税を組合に依頼する。

❷組合の世話人を定め、あるいは組合員の輪番で各自に集合し、貯蓄と納税の手続きを代行する。

❸婦人会、青年団等での主旨を よく理解していただき、明るい村づくりの文化活動の一環としてお世話願う。

❹農協等の金融機関に依頼する方法が考えられます。要は実情に合つた無理のない方法をきめればよいわけです。

◇組合に対する法律的事項

❶納税貯蓄組合は昭和一二六年に納税貯蓄組合法で定められていますがこの法律によると加入、脱退は自由で、これを制限し、または強制してはならないことになつています。

❷貯蓄は金融機関に各人別の口座を設けることになつています。

高校選科の教室に
内小の建物を移築

伊勢養蜂園の5月の巡動で、麻加江駐在所の井尻房夫氏は二見町駐在所に転任され、後任に伊勢市曽祢町派出所から畦地康治氏を迎えました。

明野高校度会分校選科の教室に使用するため内城田小学校旧校舎の建物等が移築されます。

この工事の入札が、5月23日役場で行なわれましたが、総工費81万5千円で立花、羽根建設に落札しました。

▼移築される建物

内城田小音楽室90坪、役場出納室および小便室45坪

▼新築　便所6坪、計52坪

おまわりさん異動
麻加江駐在所へ
畦地康道氏

地名考 ②

神森捷美

一之瀬の地名が一之瀬地区に一カ所だけ残つていることは、前に書いたかがそれがいつの頃からか年代は不明である。祖先が呼びなしして来た土地の名称は、そんな歴史的な意味ある名称は出来なくても、なにかしら私達の思い出の中にしみ込んでいて親しみが持てるように感じる。

こんな理由でと言う訳ではないが、これから出て来る地名も皆そう言つたことが言える。

川上―これは一之瀬川の上流であつてこの名があるのであろうが―他の土地にもこうした所が沢山ある―

神名が勝詰に―川上・野後・瀬川の上流であつてこの名があるのであろうが―他の土地にもこうした所が沢山ある―

南村、この名は以前は中村と言つて南の字を冠していたが、古老の話に中村は神宮との関係で野後、磯部、西出等との呼び名が各小字に残つているのも一つの連関があるものと思われる。

脇出―この地名は中村からの分れである。今でも中村には例へば神相出等と小字の名称の下に出の使はれているのが通例である。それで脇出もその出郷とされる。そのお出の脇出では現在、東出、北出、西出等との呼び名が各小字に残つているのも一つの連関があるものと思われる。

野見坂の船から北の広と開けた野を望まれて、大和に比べる野だと、すなわち相出野と名づけられたと伝えられている。

この地名は中村から宇治の中間に在り、各地へ行くにも里でこの名称が、各地へ行くにも里でこの名称が、各地へ行くにも里でこの名称が

これあれお子さんの指導

梅雨から夏へ
きまり正しい生活とよい習慣をつけましょう

▲農繁、梅雨期をむかえて発展の皆さんにはおいそがしい毎日を存じます。お子さんは学校での勉強も軌道にのり、おちつきや調子もとのつてきたこの頃と思いますが、暑い日のながい夏は成長期ではいろ活動のつかれがつもつてまいります。心やからだにゆるみがでる頃です。

▲不順な天候と、疲労に同かうこの季節は、体をまもるとともに、発育期の子どもの行動にも、ひとたび方向をたがえますとそれが深くしてぬけきれない習性ともなります。感じやすい少年期には特に心していただきたいことです。

▲子どもにおしつけやさびしさばかりですと、ときに学校を思ぬきの遠にしがちですが、放任することはそれ以上に学校を猶用にし、お子さんをゆがめてしまうことになりがちです。

▲お子さん達の毎日が安全によりたくましく息吹きますよう

—あぶない、泳ぎ場—

写真は砂利採取をした跡の砂山です。この砂山が川の中まで続いているところがありますから、このような場所では泳がないようにしましょう。

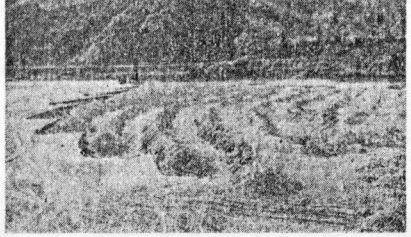

一、きまり正しい生活と、よい習慣をつけましょう。

❶お家をなかなかの一員としてお子さんに応じて出来るめあてや、おこないを、それがたとえ小さいことでも、よいものはのばしてやりましょう。自分で出来ることはきちんとやれるよう、その芽生えを大切に、こんきよくそだてていきたいものです。

❷不規律や放任は不良化への遠因となります。近頃少年の非行は都市から農山村へと入つてくるといわれますが、共にしてしてゐる芽をつまれはなりません。

❸好ましくない映画、よみもの、夜あそび、一人での外出など特にむだづかいや荒々しい言動がみえる時は不断の注意と善導が大切と存じます。

二、危険なあそびを防ぎましょう。

われを忘れてあそぶ子どもの場が広くなる季節です。抵抗期の心理を見とおし、あそびのようすをよく観察し、危険なことや好ましくないものはつきりとやめるよう。また常に事故防止のご注意をお願いいたします。

❶次薬ものゝあそび、ねずみ薬や農薬。

❷一人で行く魚つり、井あそび。

❸刃物、マッチなど不必要なもの、ご所持。

❹あぶない場所、がけの上、野井戸などでのあそび。

三、道路交通に子どもの安全を守りましょう。

❶交通のまもりをいつもどこでも正しく守る。

❷自転車の二人のり、道路でのあそびや自転車などのけいこ、災害不の道のくさ、などとあす注意したい。

四、健康ながらだをそだてましょう。

梅雨から夏へと特に衛生に気をつける季節です。身のまわりやからだを常に清潔に、睡眠運動は常によく、きまり正しい毎日が大切です。

❶陽転者や夏まけ、夏やせのお子さんや、はげしい仕事、運動のあと、からだの調子のわるいとき、ねびえなどによく気をつける。

❷手洗いや歯みがきの励行、炎天下ではボーシをを。

❸食物や特に夏の飲みもの、腐敗、蠅や虫などに常に注意する。

五、特に水泳と川遊びについてお子さんたちには最も魅力ある夏の遊びでありますがそれだけに危険も多く注意に注意が大切です。

❶学校からの注意などはみんながよく知つていて、一人一人がきちんと守れるよう。水難のほとんどは、きめられたことや、場所や時間を守らない時に生じている。

❷次のことからは特に注意したいことです。

○家にもつけないでおそくまで遠方や川に行つている。

○体が疲弱しているとき、体の調子がわるいのに泳ぎに行く。

○増水で水底もはつきりわからないときやダム放水時に川に行く。

○砂和ともあこのくぼみや危険区域、定められていないところで泳ぐ。

○単独で池や淵などで勝手に泳ぐ。

お子さんがいよいよ安全に夫にのびていかれるようお家の皆さんの心からの御協力をお願いいたします。

教育長　中世古栄吾

明るい一家

服部三子子

そうそう さまー
ディーゼルだ
あれ
ディーゼルだ
ほ
ほ
ほ